

奈良県告示第四百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 月瀬三ヶ谷線
- 三 道路の区域

2 1 4				路線 番号
山辺郡山添村大字 大塩一六〇一番先 から 山辺郡山添村大字 大塩一一三九番一 先まで				区 間
後		前		区域変更 の前後別
B	A		A	
四二・四 ） 一一・八	一一・一 ） 二二・一		一一・一 ） 二二・一	敷地の幅員 メートル
四二二・九	四五六・四		四五六・四	延 長 メートル
				備考

- 四 供用開始の区間
- 道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分
- 五 供用開始日時

平成二十九年三月十一日午後二時